

用地調査等共通仕様書新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (1) ~ (46) (略)</p> <p>(47)「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と、<u>「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(48) ~ (53) (略)</p> <p>第3条~第14条 (略)</p> <p>(関係官公庁への手続等)</p> <p>第15条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (1) ~ (46) (略)</p> <p>(47)「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(48) ~ (53) (略)</p> <p>第3条~第14条 (略)</p> <p>(関係官公庁への手続等)</p> <p>第15条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 受注者は、測量法第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(計画書についての助言)、第37条(公</u></p>

共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。

第16条～第35条 (略)

(個人情報の取扱い)

第36条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2～11 (略)

第36条～第58条 (略)

(転写連続地図の作成)

第59条 受注者は、転写した地図の各葉を転写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。)を作成し、次の事項を記入しなければならない。

(1)～(3) (略)

第60条～第102条 (略)

第16条～第35条 (略)

(個人情報の取扱い)

第36条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2～11 (略)

第36条～第58条 (略)

(転写連続地図の作成)

第59条 受注者は、転写した地図の各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。)を作成し、次の事項を記入しなければならない。

(1)～(3) (略)

第60条～第102条 (略)

<p>(移転先の検討)</p> <p>第 103 条 (略)</p> <p><u>二</u> (略)</p> <p><u>三</u> (略)</p> <p>第 104 条～第 135 条 (略)</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 136 条 (略)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ <u>第 116 条第 2 号②</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工 又は販売等の主な品目</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>第 137 条～第 153 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(移転先の検討)</p> <p>第 103 条 (略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>第 104 条～第 135 条 (略)</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 136 条 (略)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ <u>営業要領第 2 条第 1 項第 1 号ロ (2)</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工 又は販売等の主な品目</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>第 137 条～第 153 条 (略)</p> <p><u>(水準測量)</u></p> <p><u>第 155 条 地盤変動要領第 9 条第 2 項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、</u> <u>既存の基準となる点 (公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件) から工事の影</u> <u>響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点基に対象となる建物等基礎の計測</u> <u>を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点につ</u></p>
--	--

第155条～第170条 (略)

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第171条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第169条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

(1)～(9) (略)

第172条～第177条 (略)

(完了図書の作成)

第178条 (略)

2 (略)

いては検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

(1) 観測手簿

(2) 計算簿

(3) 点の記

(4) その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

第156条～第171条 (略)

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第172条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第171条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

(1)～(9) (略)

第173条～第178条 (略)

(完了図書の作成)

第179条 (略)

2 (略)

<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>第 179 条～第 188 条</u> (略)</p> <p>(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)</p> <p><u>第 189 条 第 184 条</u>から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式第 30 号)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第 190 条、第 191 条</u> (略)</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p><u>第 193 条</u> (略)</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 土地改良施設台帳</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p><u>第 180 条～第 189 条</u> (略)</p> <p>(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)</p> <p><u>第 190 条 第 185 条</u>から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式第 30 号)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第 191 条、第 192 条</u> (略)</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p><u>第 193 条</u> (略)</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>
---	---

4 第12章、第16章及び第20章についても、前3項各号に準じて処理するものとする。

4 第12章、第16章、第20章及び第21章についても、前3項各号に準じて処理するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。